

公害対策やごみ問題の克服と解決に向け 官民一丸となつて取り組む

昭和五十一年、政界はロッキード事件に揺れ、昭和五十二年には宮城県沖地震が発生。大阪では自動車の排気ガスなどによる複合大気汚染が訴訟に発展するなど、大きな事件や事故が相次いだ時代だった。

いわき市では、工場の排煙や排水による産業公害、自動車の排気ガスや騒音問題、消費生活の多様化によるごみ処理問題などが発生。市は、昭和四十六年「公害防止条例」を制定。市民に公害防止に関する施策への協力を求め、また公害を発生させないように努める市民の責務も明らかにし、大きな問題がなくなつていった。しかし、この第四期に入りカドミウム米の問題が発生し市民生活に不安を与えた。

1 公害対策

昭和四十年代から五十年代にかけては、日本中で公害問題が深刻化した時代であった。

工場や化学コンビナートなどから排出

される汚染排水や排煙が水と大気を汚染し、人々に重大な健康被害をもたらした。また、工場排煙や自動車の排気ガスなどに含まれる揮発性有機化合物と日光に含まれる紫外線が光化学反応を起こして発生する光化学スモッグにより、学校のグラウンドで体育の授業中だった子どもたちの目



公害パトロールカー

や喉が刺激されたといった事例もあった。いわき市では、新市誕生前の昭和三十九年三月、郡山市とともに常磐郡山地区として新産業都市に指定されて以降、小名浜港を海の門戸として、背後地に臨海工業地帯を整備してきた経緯から、排煙や自動車の排気ガス、騒音等が問題になっており、公害防止対策の強化を推し進めることとなる。

「マンモス議会」だった合併直後の二年間においても、議員からは公害対策の強化を訴える声が上がっており、市は昭和四十二年八月から「公害対策審議会」を立ち上げたほか、公害パトロールカーの常時巡視、公害関係住民健康診査の実施、産業公害の総合事前調査などを通じ、公害防止についての対策指導を推進してきた。

議会でも、昭和四十五年十月定例会において「公害の重大性にかんがみ、強力な総合対策を講じ、住民の健康を保護し、生活



公害対策審議会

環境の保全に努める。」ことを目的とした「公害対策特別委員会」を設置し、活動を開始した。

さらに、昭和四十一年十月に福島県において公害防止の条例が制定されたことを受け、議会からいわき市の公害防止条例の制定について幾度となく質問が行われ、その結果、市は昭和四十六年九月定例会においていわき市公害防止条例の制定に係る議案を提出、議会はこれを可決した。

この条例は、国・県の施策と相まって、市独自の施策を擁立することにより、市民の健康の保護と、生活環境の保全を図るとともに、事業者・市・市民が一体となって複合化しつつある公害を防止することを目的としている。

その中には、事業者の責務として、公害防止施設の設置又は操業方法の改善等を行うこと、大気汚染や水質汚濁の原因となる物質の排出等及び工場や事業場の周辺の状況を常に把握することなど七項目が、市の責務として、市民の健康及び安全かつ快適な生活を確保するため、国及び県の公害の防止に関する施策とともに本条例に規定する施策を講じなければならぬこと、市民の責務として、公害を発生させることのないように常に努め、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しな

ければならないことが定められた。

市は、昭和四十七年一月、県と共同で公害対策センターを小名浜地区に設置し、テレメーター等により常時大気等を観測・監視する体制に入った。公害対策センターは、平成十八年に「いわき市環境監視センター」と改称され、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及びダイオキシン類対策特別措置法などの環境関係法令に定める各種届出の受理、公害苦情などの相談及び処理、環境状況の把握に必要な監視・測定並びに工場などへの立入検査に関することを業務として、日夜活動を行っている。



公害対策センター(環境監視センター)



公害対策センター（現 環境監視センター）の大気汚染常時監視網

ところで、議会に設置された公害対策特別委員会は、議員改選毎に引き続き設置され、昭和五十七年十一月に廃止されるまでの十二年の長きにわたり、各種公害への対策に関する調査や請願の審査等にあ

たった。

昭和五十二年三月定例会では、議員からこのような質問と意見があった。

「日本一広い面積を持ついわき市は、時代の情勢というものの、これまで重化学工業中心の高度経済成長政策を推進してきたため、地価の暴騰を初め、過疎・過密の激化、自然環境及び民俗遺産の破壊、水資源や大気の汚染、国土資源である緑や水、土地の荒廃と偏在が進んだ。特に土地問題は異常な状態にあり、経済的危機を背景にして、公害環境問題における逆流現象が胎動しつつあり、われわれは過去と現在の公害が数十年先にいかなる結果をもたらすかという洞察力をもって対処しなければならない。

現在求められていることは、過去、現在にわたる公害の蓄積を取り除き、これ以上の環境破壊の愚を差し止め、人間生活と環境との調和の方途を真剣に模索することである。しかし、本市においては都市公害対策にまで手が回らないのが現状であり、さらなる公害対策センターの充実、既存の公害の因果関係の調査研究、技術、資料等、国・県の機関との連絡協調を図るべき。当市における都市公害対策について考えを伺いたい。」

これに対する市長の答弁は、「都市公害



錦町の公害測定調査

の要因として、自動車の排気ガス、騒音振動、家庭下水道等による水質汚濁等があり、都市公害は都市の過密現象と密接不可分の関係にある。産業公害は、原因者が公害防止対策を厳重に守ることで最低限に抑えることができると考えている。ただ

し、都市公害は原因者の所在がはっきりしないという悩みがある。市の公害対策で対応できるものはその面に対応し、公害対策センター等の機能を十分發揮して、住みよい環境づくりに努力してまいりたい。」というものであった。

さらに昭和五十三年十二月定例会では、「公害防止対策が積極的に進められ、最近では大きな問題も聞かなくなったが、今年、河川において数十匹の川魚が川面に浮かぶということがあったと聞いている。また、今年の産米から許容量以上のカドミウムが検出されるなど、一連の問題が市民生活に不安を与えている。市は、いわき市を二度と公害のまちとしないために、監視体制の維持強化を図るべき。市長の考えを伺いたい。」との質問があり、市長は「公害防止対策の今後の方針としては、地区観測局の各測定器の精度維持のための年次計画更新を、昭和五十三年度から昭和五十六年度までの間に実施したい。また地区観測局の追加と新設の検討、環境水質監視局の新設の検討などのほか、小名浜港すす水発生の原因究明と調査の継続実施、現行の各種調査の継続実施と拡充による大気・水質汚染の総合的・個別的指導及び監視の充実を図り、環境保全の確保にさらに努力したい。」と答弁している。

● 公害対策特別委員会

1 設置時期等

設置：昭和四十五年十月八日（二六名）
廃止：昭和四十七年九月三十日
設置：昭和四十七年十月十一日（二二名）
廃止：昭和五十一年九月三十日
設置：昭和五十一年十月十三日（二二名）
廃止：昭和五十五年九月三十日
設置：昭和五十五年十月十三日（九名）
廃止：昭和五十七年十一月五日

2 活動内容等

高度経済成長下、工業と交通の発達や企業設備の拡大により、大気汚染、河川の水質汚濁、鉱山廃水、石油流出、悪臭、工場排水といった公害が日本各地で増大し、重大な社会問題となっていた。また、いわき市においても重工業の工場が連なる小名浜地区を初めこれら公害はいくつか顕在化しつつあった。

昭和四十五年十月八日、「公害対策特別委員会」を設置した。

設置理由は次のとおりである。

「当市は、臨海工業地帯の急速なる発展に伴い、反面、公害もまたこれに比例して激増の一途をたどり、まさに憂慮すべき事態を招来しつつある。かかる公害多発の現状に対応するため、本議会は、ここに公害対策特別委員会を設置して強力なる総合対策を講じ、公害の完全追放をはかり、一日も早く市民の不安を除去し、もって市民の健康と住みよい生活環境の保全につとめなければならないと痛感するものである。」

昭和四十七年六月定例会では、請願のあったPCB公害の実態調査について、昭和四十八年十二月定例会では四倉町内仁井田川の汚染防止対策、大気汚染排出物の総量規制即時実施についてなど、委員長から報告があった。

同委員会は同名称のまま昭和五十七年十一月五日まで、一二年にわたって継続的に設置された。

2 ごみ処理問題

本市におけるごみ処理問題は、市議会でもたびたび取り上げられた。

昭和四十八年十二月定例会で、「収集日に出したごみが、人手不足などを理由に回収されず、住民からの苦情が絶えない。作業の効率化を図るためにも、改善計画が必要ではないか。」との質疑を受けて、市長は、「回収車が少なく、人手も不足し、高齢化していることには市も悩んでいる。



ごみ集積所



ロードバッカーとごみの山

パック式の回収方法や処分場の確保を数カ所で確保すべく検討中である。」と答えている。

本市において可燃ごみの処理に要した費用は、昭和五十二年で一六億円だった。市民一人あたり五〇〇〇円の負担である。さらに、同年七月に収集した可燃ごみの中身の約三分の一が不燃物で、これが焼却炉を故障させる原因ともなっていた。逆に不

燃ごみの中にも大量の可燃ごみや再生可能なごみも大量に混じっていた。結果的に燃えないごみが増え、焼却能力の低下と埋立地の限界という悪循環に陥っていた。

このような、状況をいかに解消するか、大きな課題となっていた。

昭和五十二年十二月、市議会議員、学識経験者、市職員からなる「いわき市ごみ収集処理改善対策協議会」を設置し、市のごみ処理業務の改善に向けて話し合いを開始した。

本市では「南部清掃センター」が稼働中であつたが、昭和五十三年六月定例会に



北部清掃センター



ごみ収集袋作成作業

において北部清掃センター建設に係る議案を提出。厚生常任委員長は「施設の老朽化やごみ質の変化等によって年々焼却能力が減少してきたこと。また公害防止上あるいは環境保全上の問題点があることから、これらに対処できる近代的な焼却能力を持つセンターを建設するものであるとの当局の説明に接し、原案どおり可決すべきものと決した。」と報告を行い、議

会はこれを可決。「北部清掃センター」の建設が開始され、二年後の昭和五十五年から稼働した。

一方、協議会では実態調査や審議を重ね、昭和五十五年二月、「ごみ問題は、排出者の自己処理責任の原則に立ち返り、市民一人ひとりの良心に負うところが大きく、全市をあげて取り組む必要がある。行政の効率の面からも規格袋による収集に統一し、若干の市民負担もやむを得ない。」として、本市独自の「ごみ収集処理ルール」を策定した。

画期的だったことは、「透明で七〇×五〇cm・三〇ℓのポリ袋を市民が各自調達して使用する」というルールだった。実施されれば県内初の試みであり、協議会内でも「未知の選択」という声が出るほどの策であった。

ポリ袋を採用した理由は、風雨の日でもごみが散らない、主婦も運びやすい大きさ、悪臭・汚水が出ない、中身が見えるのでルールが守られる、収集時の作業効率が良いといった点が説明された。

ごみの分別回収については、市内六モデル地区で「分別収集テスト」が行われ、結果を踏まえた「収集処理体制実施計画」が練られ、市長に最終意見書を提出した。また、昭和五十五年末の二カ月間には市



ごみ分別収集

内六〇〇カ所で「啓蒙宣伝」を行い、翌年一月から三月までの「試行期間」を経て、昭和五十六年四月からごみの分別収集が完全実施された。

分別収集開始二カ月でのルール遵守率が約九八%であったことを受け、同年六月定例会で、市長は次のとおり述べている。

「当初は内心不安もあったが、この困難な施策が短期間の間に軌道に乗った。市民のご理解とご協力に感謝の気持ちでいっぱいである。」

3 北洋さけ・ます漁業

昭和五十一年、アメリカは、自国の漁業専管水域を領海と同じく一二海里（二・二四㎞）から二〇〇海里（三七〇・四㎞）に拡大することを発表した。アメリカは、北洋での日本漁船団の乱獲が自国の漁業と水産資源を脅かしているとして、回遊魚であるさけ・ますは母国の川に帰るべきものと主張。同年、ソビエト連邦（以下「ソ連」）もこれに同調した。

本市議会は、同年十二月定例会で、力強い漁業外交の推進と操業の安全確保を要請するため「二〇〇海里漁業専管水域設定に関する漁業安全施策の早期確立についての意見書」をまとめ、内閣総理大臣と外務・農林大臣へ提出した。

当時は、ソ連の大型漁船が日本の船の網を裂いたり、あるいは転覆の脅威を受けるということが幾度も発生していた。また、福島県沖の海には、空き缶、鉄くず、段ボール、魚粉入り麻袋といったソ連の漁船団が投棄したとおぼしき廃棄物も散乱し、日本の漁船は漁具に損害を受けるなどしていた。

昭和五十二年三月定例会においても「ソ連漁船の被害防止と被害漁民に対する補



北洋さけ・ます船団の出航見送り（小名浜港）



北洋さけ・ます漁業交渉危機突破いわき市民大会

償についての意見書」を可決している。

昭和五十二年三月一日、アメリカとソ連は二〇〇海里水域を設定した。公海自由の原則により世界の海で漁をしていた日本は、苦悩の時代を迎えた。アメリカとは二〇〇海里を前提とした新協定で合意したが、ソ連とは操業の安全と漁獲量の維持を目指して交渉が始まった。

「陸^{おか}へ上がるしかないのか」と、漁民たちは不安を募らせながら交渉の成り行きを見守った。

市議会では、減船による離職者の雇用問題と安全操業に関して論議が集中した。昭和五十三年三月定例会では「日ソ漁業協

力協定締結促進に関する意見書」をまとめ、内閣総理大臣と法務・外務・農林の三大臣へ提出した。その内容は「昭和三十一年に締結した日ソ漁業条約は、本年四月二十九日をもって破棄されることになる。日ソ漁業協力協定に関する交渉が不成功となれば、本市のさけ・ます漁業のダメージは壊滅的なものとなり、本市の遠洋漁業の基盤そのものを失いかねない。」という万全を期した強力外交の展開を要請するものだった。

昭和五十三年、北洋さけ・ます漁業は大幅な減船となり、七五五名もの離職者が出た。市内の乗組員は五二〇名を数え、そのうち半数以上が四一歳を超えた中高年齢者であり、転職は厳しく、また失業保険対象外の者もいて、解決は容易ではなかった。

同年の市議会は、定例会が開催されるたびに北洋さけ・ます漁業への対策について、論議が集中した。この重要問題について、市としての対応を質された市長は、「いわき市雇用安定対策会議を一月十三日に発足をさせ、この対策会議の中で市内の二八〇〇事業所を対象に採用計画の調査を進めている。公共職業安定所との連携を図りながら、海上の離職者について陸の一般離職者と同様に就職の機会が与えられる

ように努力してまいりたい。」「労働省や運輸省の出先機関、県、国にも強く善処方を申し入れた。港湾の整備、公共事業における雇用機会の確保など解決に努める。」と答弁した。

本市議会は、平成二年三月、「公海におけるさけ・ます漁業の『沖獲り禁止』提案の撤回を求める意見書」を可決し、内閣総理大臣や農林水産大臣などへ送付した。しかし、平成五年には公海上でのさけ・ます漁が全面禁漁となった。日本の漁船団はロシア連邦二〇〇海里内の限定されたエリアでのみ操業が続けてきたが、平成二十八年、ロシアの排他的経済水域（ＥＥＺ）内で操業するさけ・ます流し網漁は全面的に禁止された。



北洋さけ・ます船団の出航見送り（江名港）

4 市民憲章の制定

昭和五十一年、いわき市は市制施行一〇周年を迎えた。

本市はこの間、経済環境が大きく変化した、道路・交通・情報通信網などインフラの整備も進み、市民の日常生活圏も広がり、新しい交流もたくさん増えた。かつての一四市町村は、地域の個性を守りながらも一つの大きな屋根の下で、よりよいまちを築こうと連携や絆を深めていた。

一〇周年を迎え、より一層の一体感を促進すべく、議会では「これを機に市民憲章を制定すべき」との提案が出され、市長もこれに応じたい考えを示した。

市民憲章とは、文字どおり「市民の憲法」のようなものである。一つの自治体に住む住民が、我が郷土を愛し、地域に誇りを持ち、互いに手を取り合い、明るく健やかな生活を築き、自らの環境や文化遺産を尊重し、継承しようという、市民の約束や願いを表したものだ。

本市において、市民憲章を制定しようという声は、合併直後からあった。昭和四十二年十二月定例会において、議員から「市民憲章を制定する考え方があるかどうか。」と質問され、市長は、「市民憲章につ

いての基本をわれわれ市民がどういうふうに受け取っていくかを考えながら、十分に検討していきたい。」と答弁している。

昭和四十五年十月定例会及び昭和四十六年十二月定例会においても、議員から「いわき市民憲章の制定について」質問があったが、市長はこのときも「十分検討していきたい。」との答弁に留まった。

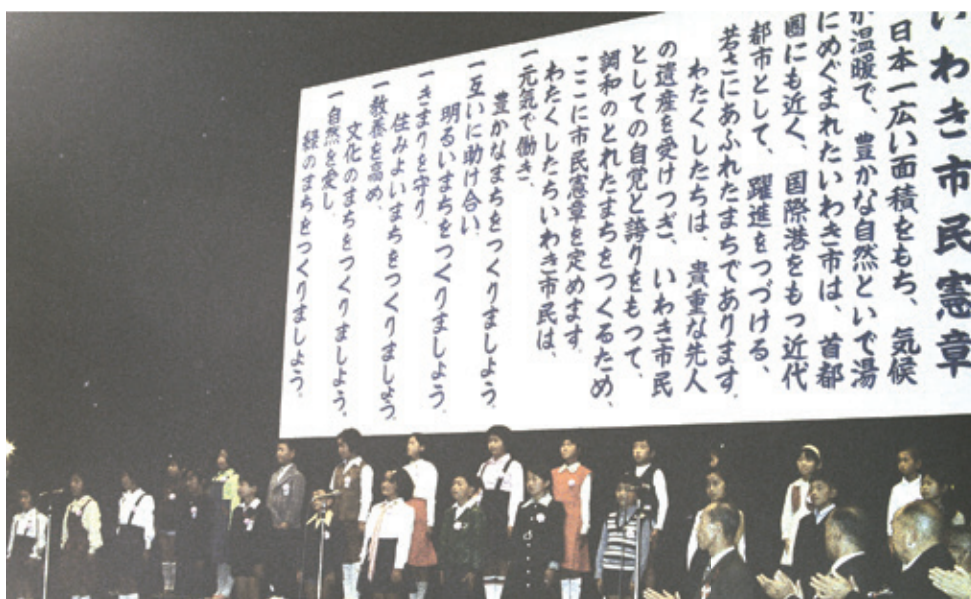
そして市制施行一〇周年を翌年に控えた昭和五十年三月定例会において、前回と同じ議員から改めて「市民憲章を制定すべき。」という提言があった。これに対して市長は「市制施行一〇周年目の来年度を目途に各界の代表に参加を願い、取り組んでもらいたい。」と答え、昭和五十一年度の制定を目指した。市民憲章制定のための具体的な動きがスタートすることとなった。

昭和五十一年二月、「いわき市民憲章制定調査委員会」が発足した。第二回調査委員会では、制定の基本方針を協議、同年四月二日の第二回調査委員会では、憲章の性格や形式、内容といった、より具体的な事項の検討が進められた。

当局としての準備を整えたあと、五月十五日には市内各層の有識者二〇名、市議会議員八名、市職員二名の合計三〇名で構成される「いわき市民憲章制定委員会」が発足し、本格的な作業がスタートした。



いわき市民憲章推進協議会総会



市制施行10周年記念式典

五月二十七日の第二回制定委員会では、憲章の原案を作成するための起草委員会が置かれ、七名の委員を選出した。そして六月二十四日の第三回制定委員会で、起草委員会の委員長から憲章原案の報告があり、この原案を市民に公開して意見を求める「市民憲章アンケート」の実施について協議が行われた。「成案の作成は市民総参

加で。」という制定委員会の考えがあった。アンケートに対し二五三通の返信があった。一〇代から七〇代まで、幅広い世代から意見が寄せられた。

八月六日、最終回となる第四回制定委員会が開催され、制定委員による最後の全体協議では具体的な意見が出されて活発な議論が交わされた。そして満場一致で「いわき市民憲章草案」がまとめられ、同日、制定委員会会長から市長に答申が行われた。

いわき市民憲章は、第三期市議会議員最後の議会となる昭和五十一年八月定例会で「いわき市民憲章の制定について」との議案で提出され、原案どおり可決。市議会の第四期がスタートする同年十月一日に制定された。

【いわき市民憲章】

日本一広い面積をもち、気候が温暖で、豊かな自然といで湯にめぐまれたいわき市は、首都圏にも近く、国際港をもつ近代都市として、躍進をつづける、若さにあふれたまちであります。

わたくしたちは、貴重な先人の遺産を受けつぎ、いわき市民としての自覚と誇りをもって、調和のとれたまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

わたくしたちいわき市民は、

- 一 元気で働き、
- 一 豊かなまちをつくりましょう。
- 一 互いに助け合い、
- 一 明るいまちをつくりましょう。
- 一 きまわりを守り、
- 一 住みよいまちをつくりましょう。
- 一 教養を高め、
- 一 文化のまちをつくりましょう。
- 一 自然を愛し、
- 一 緑のまちをつくりましょう。



いわき市民憲章石碑(市役所本庁舎前)